

パブリックコメント実施結果報告書

平成24年9月5日

担当課	青少年・家庭課
担当者	藤原
連絡先	0857-26-7076

意見公募のテーマ： 「鳥取県青少年健全育成条例（案）」への意見募集

①手分別意見応募件数（意見件数を記入してください。応募者数は（ ）書きしてください。）

（記入例：1人が提出したものに3つの意見が記載されていた場合には、 3（1）と記載してください。）

郵便	ファックス	電子メール	県民課・県民局へ	その他の方法	計
1（1）	5（5）	49（29）	（ ）	（ ）	55（35）

※「その他の方法」の例：意見交換会、電話、イベントなど

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した （一部のみ反映したものを含む）	0	
既に盛り込み済み	3	<ul style="list-style-type: none"> ○一人でも被害者を減らすべく積極的に条例の網をかけてほしい。インターネットフィルターは、行政の責務としても早期に実施してほしい。 ○県の姿勢として、注意喚起の為に明記する事は大切なので良いと思う。注意喚起のためであれば早め早めに条例改正して欲しいと思う。 ○インターネットには悪意ある情報などもあふれている。フィルタリングが大事だが、その前に何が良いことで悪いことなのかを教える方が先ではないか。
今後の検討課題	25	<ul style="list-style-type: none"> ○この条文では、薬の道具が出る「ドラえもん」、睡眠薬を使って相手を眠らせる「名探偵コナン」など、薬が出てくるものを幅広く規制してしまうので、改正案に反対する。 ○どの図書類がこれに該当するのか、販売現場では判断がつきにくい事例が発生することが考えられる。特に、業事的な専門知識を要する今回の場合、現場での運営上の困難さが解消できない。 ○どのような内容が薬物の使用を誘発するのか？それに抵触する図書類の定義とは？という規制対象の曖昧さが問題である。 ○薬物が登場するからといって、すべてを規制対象とするのは、この条例の本来の目的に合致していない。より一層の定義や対象範囲の厳格化を求めます。 ○追加の内容項目は大変重要と思われるが、改正案では罰則がないので、罰則を伴う新しい条文を新設したほうがよい。 ○今回規定する自主規制基準を将来的に有害図書指定基準に盛り込むことは考えているのか。
対応困難	14	<ul style="list-style-type: none"> ○規制、規制で社会がよくなると思っているのか。社会に規制を持ち込むと犯罪が横行する。 ○漫画やアニメは娯楽であり、何が良くないかは自治体や一部の機関が判断することではないと思う。 ○創作物の漫画・アニメの表現はフィクションであり、脱法ハーブ対策の一環として漫画・アニメへの創作物規制は、公権力の圧力であり、事実上の強制は許せない。
その他 （例：施策の体系外の意見等）	13	<ul style="list-style-type: none"> ○「薬物対策」として必要なのは、学校などの公共空間における地道な啓発活動（クラスの生徒全員にピラを配る等）と、薬物依存に走ってしまうストレス状態に陥りそうな子どもへのサポートです。 ○薬物、脱法ハーブ等の販売そのものを規制の方が、実効性においても重要ではないか。 ○脱法ハーブ対策に映画などの「作り物」を規制するより、脱法ハーブそのものを厳しく規制した方が効果的だと思う。 ○鳥取県で脱法ハーブそのものの確認はされていないが、図書類の規制を先んじて進めるのはなぜか。
計	55	

※上記による分類が困難な場合は、担当課の整理に基づく分類で差し支えありません。

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

→とりネットのパブコメページ・
県庁ロビー掲示板で公表します。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット （実施担当課）	報道機関への 資料提供	県議会への報告	県民課等での 縦覧等	広報誌等への 掲載	その他
○			○		

※「その他」の例：審議会報告など

注：③「意見募集結果の概要」には、意見に対する県の対応方針も記載してください。
参考：H23実施結果 →<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=173293>